



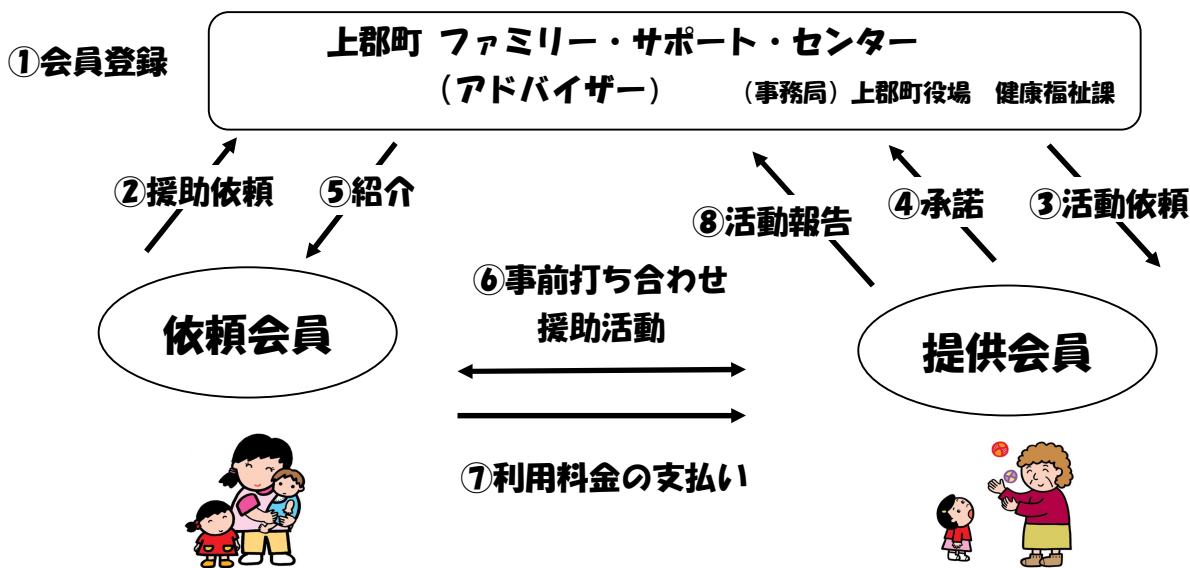
# 上郡町 ファミリー・サポート・センター



**依頼会員・提供会員を募集しています！！**

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助ができる人（提供会員）が、お互いに会員になって相互援助活動を行い、安心して仕事や育児ができるよう、家庭を地域で支える会員組織です。  
センターは、依頼会員の求めに応じ、条件にあった提供会員を紹介し、子育てのサポートをします。

## 【援助活動・利用の流れ】



- ※依頼は援助希望日の3日前までに連絡してください。(援助活動は、上郡町内とします。)
- ※事前打ち合わせは、提供会員宅で行い、初回はアドバイザーも同席します。
- ※活動終了後、提供会員は「援助活動報告書（3枚複写）」を作成し、依頼会員の確認印をもらいます。  
依頼会員は、提供会員に直接、利用料金・実費を支払います。
- 提供会員は、「援助活動報告書」をセンターに提出します。(利用日数が多い場合は翌月の5日までに)
- ※児童の熱が37℃以上ある場合の援助活動はできません。

## 【利用料金（児童1人あたり）】

### 報酬基準額

月曜日～金曜日 (午前7時～午後9時)	300円(30分単位)
土・日・祝日 (午前7時～午後9時)	350円(30分単位)



※兄弟姉妹に限り、複数の児童を預ける場合は、2人目から半額。

※30分未満の場合でも、30分とみなす。

※交通費については、公共交通機関・タクシーを利用した場合は、実費。

※原則として食事（ミルク）、おやつ、おむつ等は依頼会員が用意をしますが、やむを得ず提供会員が用意した場合は、依頼会員が実費を支払う。

### 依頼した援助活動を取消した場合の取消料

前日までの取消し	無料
当日の取消し	報酬基準額の半額
無断取消し	報酬基準額の全額





## ファミリー・サポート・センター って、なに？ ファミリー・サポート・センターに、関する疑問にお答えします！！

Q 1. 知らない方に、子どもを預けるのは、少し不安なのですが・・・。

A 1. 活動前に、依頼会員と提供会員とで事前に顔合わせをするので安心です。また、講習会・交流会なども行っていきます。

Q 2. 事前打ち合わせは、どのようなことをするのですか？

A 2. 依頼会員と提供会員が、事前に提供会員の自宅で、活動の日時・場所・援助内容・緊急連絡先などを十分に話し合い、お互いに理解していただきます。初回のみ、アドバイザーも同席します。

Q 3. 預け先で子どもがケガや事故にあったら・・・。

A 3. 活動中の事故については、センターが加入している補償保険内で補償されます。保険料は、無料です。

Q 4. 援助活動の場所は、どの範囲まで考えればよいですか？

A 4. 子どもを預かる場所は、原則として提供会員の自宅です。ただし、提供会員と依頼会員との間で合意がある場合は、近所の公園や児童関係施設等へ連れて行き、遊ばせることもできます。

Q 5. 30分未満の依頼でも、可能ですか？

A 5. 保育所、学童や塾の送迎など、30分未満の依頼でも、提供会員の合意が得られれば、可能です。ただし、30分未満の場合でも30分とみなします。

Q 6. 提供会員になりたいのですが、家におもちゃ等がないのですが、どうすればよいのですか？

A 6. 預ける上で児童に必要な物は、原則として依頼会員が用意します。

※会員の方には、センターが開催する研修会、講習会等を受講していただきます。

お気軽にファミリー・サポート・センターへご相談ください。

【問合せ】 上郡町健康福祉課内 0791-52-1114

